

敗訴判決への対応について

1 要旨・目的

令和4年6月定例会において報告した損害賠償請求控訴事件の判決において、広島県の控訴が棄却されたことに対し、上告等を断念したことを報告するもの

2 現状・背景

平成30年11月22日に、警察官が、刑事被告人であった女性に対して、DNA型資料の任意提出を求めた際の手続において、同女性や刑事弁護人の接見交通権等を侵害したとして損害賠償を求められ、一審において、広島県の一部敗訴とする判決が言い渡され、令和4年12月16日、双方による控訴がいずれも棄却された。

3 概要

(1) 実施主体

- ア 一審原告～被告人女性、刑事弁護人（弁護士2名）
- イ 一審被告～広島県（代表者広島県知事）

(2) 実施期間（日時）

- ア 控訴 令和4年4月1日
- イ 期日 令和4年9月30日
- ウ 判決 令和4年12月16日

(3) 場所

広島高等裁判所

(4) 実施内容

- ア 判決主文（要旨）
広島県及び一審原告の控訴をいずれも棄却する。
（一審判決：広島県による損害賠償金22万円＜遅延損害金を除く＞）
- イ 判決の理由（要旨）
一審の認定には理由がある。
留置担当者には違法な点はない。
捜査員の一連の対応は接見交通権の侵害に当たる。

4 その他（関連情報等）

本件訴訟の争点となった、接見要請の有無については事実認定の範囲であり、法律問題に関する審理を行う上告審において争うことが困難であるため上告等を断念した。